

令和6年11月14日
指 導 部

第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について

東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）第11条第2項の規定に基づき、第6期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、別紙の理由により、下記の事項について諮問する。

記

諮問事項

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について

諮 問 理 由

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年 7 月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定した。

これらを踏まえ、これまで東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と、保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進するとともに、その成果と課題を検証、評価し、改善を図ってきた。

こうした中、東京都教育委員会は、令和 4 年 11 月に、第 5 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問し、令和 6 年 7 月に、同委員会から答申を得たところである。

この答申では、2 年間の取組の成果として、子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組、教職員が軽微ないじめも積極的に認知することができるような取組、専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進の実績が評価されている。

一方で、学校いじめ対策委員会を実効性のある組織にするとともに、重大事態やその疑いがあったときの対応、教育委員会との連携等を見直すこと、教員の保護者対応のスキルの向上、各校における事例研究など、効果的な研修内容について検討すること、いじめに関する授業を意図的・計画的に、実施していくことができるような手だてを検討すること等について、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示された。

こうした検証・評価を基に、いじめ防止対策の一層の推進に向けて、東京都教育委員会が取り組むべき事項として、「発達支持的生徒指導の趣旨にのっとったいじめ防止等の取組の推進」、「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有」、「教職員の意識啓発及び対応力等の向上」、「子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実」などの 6 点が挙げられている。

これらの指摘を踏まえ、東京都教育委員会は、第 6 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである。

第二百七十五号議案

第六期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会への諮問について

東京都いじめ防止対策推進条例（平成二十六年東京都条例第百三号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり第六期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に諮問する。

令和六年十一月十四日

東京都教育委員会

諮問事項

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について

(提案理由)

第六期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に諮問する事項を決定する必要がある。